

私道整備の補助制度について

茨城町では、一定の要件を満たす私道の整備に必要な経費の一部を補助しています。当制度をご利用する場合は申請期限までに申請して下さい。なお、不明な点は道路管理課まで問い合わせ下さい。

◇補助の対象となる私道整備の工事

- ・私道の舗装工事
- ・私道に側溝を新設する工事
- ⑥側溝新設工事は公共施設に接続できること。
- ⑦道路位置指定等、各開発区間を一路線とみなし分割しての補助は行わない。
- ⑧一般交通及び整備に支障となる占有物件のないこと。
- ⑨登記簿地目が公衆用道路となつていること。
- ⑩補助事業の請負業者を茨城町建設工事入札参加資格者の中から選定すること。

◇補助対象の基準は次のとおりとなります

- ①私道敷地が、その道路に接して居住する個人・法人が所有又は共有するものであること。ただし、營利を目的とした貸家がある私道については補助対象外。
- ②私道の所有者全員が工事を行うことを承諾していること。
- ③法定道路に接続する私道で、整備する区間に所有者の異なる4戸以上の居住家屋があり、その私道を利用していること。ただし、2戸又は3戸の場合、私道延長が20m以上であること。
- ④私道が出来てから10年以上経過しており、道路としての機能が存続していること。

◇申請期限

平成26年9月30日まで

※この申請により、平成27年度予算に計上します。実際の補助は平成27年度中になりますので、ご注意ください。

工事費の2分の一以内の額で1件あたり百万円を限度として補助します。

◇補助金の額

【問合せ先】道路管理課管理グループ

☎ (240) 7116

道路管理課からのお願い

①路肩の草刈りをお願いします

日ごろより、道路等の草刈りを実施していただき誠にありがとうございます。道路の路肩の除草は、できるだけ草刈りにてご協力をお願いします。

除草剤を多用して路肩の芝や雑草がなくなってしまうと、降雨により路肩が崩れてしまう場合があります。これまでにも、路肩が崩れ通行に支障をきたした場所が多くあります。

草がなくなつてしまふと、降雨により路肩が崩れてしまう場合があります。これまでにも、路肩が崩れ通行に支障をきたした場所が多々あります。

そこで皆さんに心苦しいのですがお願いがあります。道路の延命と美しい道路環境を守るために路肩の除草には、除草剤の使用を控え草刈りにてご協力下さい。お手数でもご協力をお願いします。

【誰もが安心して通れる道路づくり】に皆さんのご理解とご協力を重ねてお願いします。

②道路を明るくきれいに使いましょう

道路に隣接している土地から樹木・竹が道路をおおつたり、道路にはみ出している小枝が散乱している状況が見受けられます。このような状況では、歩行者や自動車等の通行の支障となるばかりでなく交通事故の原因となりますので注意して下さい。

歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】道路管理課管理グループ ☎ 240-7116

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、2つの給付金が支給されます。申請書類は6月下旬に発送しました。

※平成26年1月1日時点で住民票が茨城町にある方が対象です。

◇申請期間 平成26年7月1日(火)～10月1日(水)

◇申請方法 郵送又は役場1階ロビー臨時窓口(受付時間午前9時～午後5時、土日祝日を除く)

臨時福祉給付金

支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などは除きます。

支給額

1人につき1万円
※加算対象者は1人につき5千円を加算

(加算対象者)

・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者で、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者で、平成26年1月分の手当等を受給している方など

【申請に関する問合せ先】

社会福祉課 ☎ 240-7112

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

対象児童

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

支給額

対象児童1人につき1万円

【申請に関する問合せ先】

こども課 ☎ 240-7144

【制度に関する問合せ先】

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル

☎ 0570-037-192(午前9時～午後6時)

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。現在契約されている保守点検業者、清掃業者又は、(公社)茨城県水質保全協会に申込みをしてください。

法定検査

浄化槽設置後、年に1回の法定検査を受ける必要があります(有料)。県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(029-291-4004)に申込みをしてください。

清掃

浄化槽内に溜まつた汚泥などを年に1回以上(全ばつ気方式)は6ヶ月に1回以上抜き取る必要があります。市町村の認可を受けた清掃業者に委託してください。

保守点検

浄化槽の機器(送風機、タイマー等)の点検や、消毒剤の補充などを行います。10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3～4回行う必要があります。浄化槽を正しく使用されますよう皆様のご協力をお願いいたします。

浄化槽をお使いの皆さんへ

問合せ先

茨城県生活環境部環境対策課

☎ 029(240)7127